

愛知県がんセンター病院長候補者の選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法第15条第1項に基づき、愛知県病院事業庁長（以下「庁長」という。）が任免を行う愛知県がんセンターの病院の管理者たる病院長（以下「病院長」という。）について、医療法第10条の2第1項及び第2項の規定により、その候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(病院長候補者の要件)

第2条 病院長候補者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
- (4) 愛知県がんセンターの理念及び基本方針に基づいた病院運営を行う能力を有する者

2 前項に定める要件の具体的な内容は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2の2の規定に基づき、別に庁長が定め、公表する。

(選考時期)

第3条 病院長候補者の選考は、病院長が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長が定年に達するとき。
- (2) 病院長が退任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠けることとなったとき。
- (4) その他、庁長が必要と認めるとき。

2 病院長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては、原則として任期満了の日の90日前までに、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合においては、それぞれの事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(選考会議)

第4条 庁長は、第2条に規定する要件を満たす病院長候補者の推薦を求め、愛知県がんセンター病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置するものとする。

2 庁長は、選考会議を設置する場合、第6条の規定に基づき選定された委員の名簿及び委員の選定理由並びに選考日程を公表するものとする。

3 選考会議は、病院長候補者の選考が終了したときに解散するものとする。

(審議事項)

第5条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長候補者の選考に関する事項
- (2) 病院長候補者の公募に関する事項

(構成)

第6条 選考会議は、委員5名以上で組織し、うち2名以上は愛知県病院事業庁と特別の関係がない外部有識者とする。

2 前項の委員は、愛知県病院事業庁運営委員会において選定する。

3 第1項でいう特別の関係がないとは次の各号に掲げる条件をすべて満たすことを指す。

- (1) 過去10年以内に愛知県病院事業庁と雇用関係にないこと。
- (2) 過去3年間において、50万円を超える寄付金、契約金等を愛知県病院事業庁から受領してい

ないこと。

- (3) 過去3年間において、50万円を超える寄付を愛知県病院事業庁に対して行っていないこと。
(議長)

第7条 選考会議に議長を置き、議長は委員の互選により決定する。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。
(議事)

第8条 選考会議は、委員の3分の2以上、かつ、第6条第1項に掲げる外部有識者の委員の1名以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に選考会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(病院長候補適任者の公募等)

第9条 選考会議は、第2条第2項の規定に基づき、庁長が決定、公表する選考基準を満たす病院長候補適任者の推薦を公募する。

(病院長候補者の推薦)

第10条 選考会議は、前条第1項又は第2項の規定に基づき推薦された病院長候補適任者の中から、1名以上の病院長候補者を選出し、庁長に推薦する。

(選考結果等の公表)

第11条 選考会議は、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表する。

(事務)

第12条 病院長候補者選考に関する事務は、関係所属の協力を得て、愛知県病院事業庁管理課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月4日から施行する。
2 医療法第4条の2に規定する特定機能病院の承認を受けるまでの間における愛知県がんセンター病院長候補者の選考については、本規程を準用して実施するものとする。